

令和3年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和3年12月23日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並彰一郎 君	12番	井島 安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7名）

事務局長	原田 真 二	局長補佐	荒木 賢 司
係 長	松本 馨	書 記	井上 拓海
書 記	浦川 優也	書 記	濱 朋也
農業振興課	早井 英樹		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第66号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第67号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第68号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第69号	農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の見直しについて
日程第6	議第70号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第7	議第71号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8	議第72号	非農地通知書交付申請について
日程第9		報告事項について

閉会

開 議 15 時 30 分

- 事務局（原田真二君） ただいまから令和 3 年天草市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。
- 議長（本田実君） みなさんこんにちは。年末の大変忙しい時期に長時間にわたるご審議お疲れ様です。今年も残すところあと 9 日となりましたが、皆さんが健康に十分注意されて活動を頑張られた結果、コロナに感染せず本当によかったと思います。また 1 月の総会の際にお会いしますので、良い年を迎えて下さるようお願いし、簡単ではありますが、挨拶とします。1 年間委員会についても、ご協力いただきありがとうございました。また来年もよろしく申し上げます。本日は全体で 32 件の案件がありますが、慎重な審議をお願い致します。
- 事務局（原田真二君） 本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。
- 
- 議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） それでは、9 番富崎委員、10 番中村委員を指名致します。
- 
- 議長（本田実君） 日程第 2、議第 66 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。
- 事務局（濱朋也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 981 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したから倉岳小学校から北東へ約 2.7 km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 11 番（山並彰一郎君） 11 番山並です。12 月 21 日に現地確認をしてきました。父親と息子さんが一緒に農業をされていたのですが、息子さんが体調を崩されて、そのまま耕作を父親がされるということなので問題はないと思います。よろしく申し上げます。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

## 令和3年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和3年12月23日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並彰一郎 君	12番	井島 安一 君
13番	野中 幸廣 君		

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7名）

事務局長	原田 真 二	局長補佐	荒木 賢 司
係 長	松本 馨	書 記	井上 拓 海
書 記	浦川 優 也	書 記	濱 朋 也
農業振興課	早井 英 樹		

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第66号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第67号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第68号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第69号	農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の見直しについて
日程第6	議第70号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第7	議第71号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8	議第72号	非農地通知書交付申請について
日程第9		報告事項について

閉会

開 議 15 時 30 分

- 事務局（原田真二君） ただいまから令和3年天草市農業委員会第12回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。
- 議長（本田実君） みなさんこんにちは。年末の大変忙しい時期に長時間にわたるご審議お疲れ様です。今年も残すところあと9日となりましたが、皆さんが健康に十分注意されて活動を頑張られた結果、コロナに感染せず本当によかったと思います。また1月の総会の際にお会いしますので、良い年を迎えて下さるようお願いし、簡単ではありますが、挨拶とします。1年間委員会についても、ご協力いただきありがとうございました。また来年もよろしく申し上げます。本日は全体で32件の案件がありますが、慎重な審議をお願い致します。
- 事務局（原田真二君） 本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番富崎委員、10番中村委員を指名致します。

---

○議長（本田実君） 日程第2、議第66号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田981㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したから倉岳小学校から北東へ約2.7km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 11番山並です。12月21日に現地確認をしてきました。父親と息子さんが一緒に農業をされていたのですが、息子さんが体調を崩されて、そのまま耕作を父親がされるということなので問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。倉岳町の譲受人は菊池郡大津町の譲渡人より、倉岳町の田と畑4206㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から北西へ約2.7kmと3.1kmと3.3km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番(山並彰一郎君) 11番山並です。12月21日にここも現地確認をしました。ここは譲受人が、耕作放棄地を耕作されるという事で、何ら問題ないかと思えます。よろしく願いします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。栖本町の譲受人は愛知県の譲渡人より、栖本町の田1,882㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本小学校から南へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番(玉田秀敏君) 6番玉田です。譲受人と譲渡人は親戚関係になっています。10年以上前から、譲受人の方が耕作を続けられておりますので、何も問題はないと思って、確認をしてきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。五和町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、五和町の畑584㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 5番山下です。ここは19日、地元の原田推進委員と現地確認に行ってきました。ただいま事務局の説明があった通り何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第67号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田97㎡を倉庫及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から西へ約0.9km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、農業用施設のため、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真

になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、所有している農地が近くにあり、そのための倉庫及び駐車場が必要なため、農業用倉庫1棟、駐車場1台として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここは19日に現地確認致しました。始末書が出ておりますが、面積は97㎡で、本来なら届出でも済ませられる案件であると思いますので、故意にこういったことをされていたとは、思われません。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は岡山市の個人で、有明町の畑543㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から北東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地拡張し、道路から自宅が見えないように庭木を植えたため、住宅2棟、物置1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○1番（本田実君） 1番の本田です。20日に山田最適化推進委員と一緒に現地確認をしてまいりました。現在ここには住んでいらっしゃるような状況で、申請人については、岡山という事でございますが、帰ってくるという事でこのような申請が出されたと思います。このような形で農地を変更していただくという事は、いいことではないかと思ひ見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。この案件は、令和3年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和3年11月に除外されたものです。転用者は有明町の個人で、有明町の田1230㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下津浦地区コミュニティセンターから南東へ約2.5km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しく、山林として管理したいため、センダン100本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。20日に鏡推進委員と現地確認をしました。ここは今では隣も全く耕作が出来ないような状態の中であります。植林されたいという申請でありますので、ご審議がたよろしく願います。

○議長(本田実君) ただいま、説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第4、議第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑63㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧下浦第一小学校から南西へ約1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね



10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が資材置場のリストになります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、石材店を営んでおり、資材置場が不足しているため、資材置場、駐車場 1 台、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお既に造成されており、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 3 番黒川です。12 月 22 日に現地確認に行ってきました。船場という地区ですが、あの地区は家と家との境目がどこか分からないような場所です。現地は、表通りから少し裏の方になるので、こんなに空き地があったのかと思うようなところでした。でも小さい空き地で、本当になにか大きいことが出来る場所ではないんですけども、隣は自宅があって、ここに資材置場が必要なのだなと思って見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2 番について説明します。転用者は京都市の法人で、下浦町の畑 710 m<sup>2</sup>に地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した金焼簡易郵便局から北西へ約 0.4km、青色で着色した県道下浦馬場線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため、太陽光パネル 1958 枚を設置する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 3 番黒川です。ここも 12 月 22 日に現地確認してきました。このすぐ上には、最近できたばかりの太陽光発電があり、もう少し左側の上には、車が止まっていると思ったら、太陽光発電のための工事があっていました。現地確認したところ、ミカンが植えてありましたが、ミカンの木の所ではなくて、ミカンの木の下少し空いた所でここ

で本当にいいんですかと、地主の方にもお会いして、話したのですが、ここでもいいということなので空き地利用にあたると思い見てきました。有効な利用方法ではないかと思いません。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は御所浦町の個人で、亀場町の田361.77㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、所有する賃貸住宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場15台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、航空写真をみていただくと分かるのですが、分筆する前の一部が違反転用状態となっております。違反転用状態を解消してから、今回の申請をしてもらうのがベストではありますが、譲渡人より誓約書を提出してもらっており、速やかな農地への復元を約束しています。事務局としては、誓約書を提出していますので、農業委員さん方より許可の判断をしていただければと思います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。山本推進委員さんと確認にいきました。不思議に思ったのが、航空写真を見ていただければわかるのですが、どこから出入りされているのかということです。それと今回賃貸住宅となる場所も併せて教えていただきたいと思います。

○事務局（浦川優也君） 出入りする場所は、申請地の北にある通路になります。そしてそこは、高低差がある所なのですが、きちんと造成して、出入りできるようにしたうえで、駐車場になると聞いております。また、賃貸住宅を営んでいるのは法人で、場所は申請地の北西になります。

○9番（富崎ますみ君） わかりました。見についてどこで出入りするかと山本さんと不思議

に思って、もすごい段差なので、手前を削ればここから入ってこられるかなという風に思ってみてきました。元持ち主の方は、はやくに亡くなられて、農業をされていないということで、放棄地のようになっていたので、利用されるのは良いのかなと思いました。家の近くなので特に気になっていました。問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。この案件は、令和3年2月の総会で許可を受けたものです。許可後に使用用地及びシステムの変更に伴い、申請者から12月に許可の返戻があり、再度12月総会に諮ることになりました。転用者は京都市の法人で、志柿町の畑1267㎡に地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿地区コミュニティセンターから南東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため、太陽光パネル280枚を設置する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。去年の許可の際に見に行ったところだと思ってみてみたのですが、全然変わってなくて、すごくとげが生え、中に入っていけないような土地でした。去年と違うのは、電柱が1本新しいのが、たっていると思ってみてきましたけども、ただあれだけ荒れているところを、太陽光発電という形で利用するのは有効活用といえるのかなと思ってみてきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は志柿町の個人外1名で、志柿町の畑622㎡を売買により取得し、個人住宅及び貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草警察署本渡東駐在所から南東へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、また、貸駐車場としての需要が見込まれるため、住宅1棟、駐車場3台、貸駐車場8台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、先月の総会で始末書について、現況課税と合わせて、始末書を提出するようにした方がいいのではないかという意見がありましたが、事務局としては、現況課税が雑種地であっても現況が碎石やコンクリート舗装していなければ、始末書は不要ではないかと考えております。根拠と致しましては、課税課に雑種地の基準を聞いたところ、その土地が耕作をしているかどうかで、農地かそれ以外になるかを判断するとのことでした。雑種地として課税されるタイミングとしては、なにかきっかけがあり、課税課で現地確認をしたタイミングで変わると聞きました。ですので、始末書については、碎石が入っていたり、コンクリート舗装していなければ、始末書を求めないことをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。ここは航空写真や動画を見ていただければわかるように、周りには立派な家が立ち並んで、少し大きいですが、一区画だけが取り残されたような感じの土地でした。ただ手入れしてあるのか、芝生のようなものがびっしりになっており、雑草や雑木のようなものは見受けられませんでした。ただ農地としては利用していないような土地できちんと手入れはしてありましたが、広さや場所からして、農地としてはいささか厳しいのではないかと、宅地になるべき土地だったのかなという風に見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田59.75㎡を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここは、12月19日に現地確認を致しました。ここは水稲耕作されているところと思いますが、東と南側が少し陰になる場所です。水稲耕作であれば、日当たりが悪いという場所ではないですが、少し陰になるような場所でありまして、申請者の実家が、すぐ向かいにあり、駐車場が欲しいということで、申請に至っているの、利用価値としては、駐車場として利用されることが、いいのかなという風に思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田1515㎡を贈与により取得し、植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧宮田小学校から北東へ約0.7km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲り受けた後、農地として管理が難しく、山林

として管理したいため、クヌギ 250 本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（山並彰一郎君） 11 番山並です。12 月 21 日に現地確認に行ってきました。譲受人と譲渡人の関係は従兄弟だそうで、少し作りにくいような土地条件ではあったのですが、クヌギを植えられて、これ以上荒れないようにするというのも大切なのかなと思いましたが、それと、隣接の農地の所有者からの同意ももらっているようなので、問題ないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 6 ページをご覧ください。8 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑 135 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、農業用通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から北西へ約 1.1km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、農業用施設のため、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、道路から耕作する農地につながる通路が必要のため、農業用通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（山並彰一郎君） 11 番山並です。ここも 12 月 21 日に現地確認をしてきました。ここは先ほど 3 条で、あった案件と一緒に場所なのですが、農地に行くための通路ということだったので、始末書も出ており、仕方ないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 9番について説明します。転用者は牛深町の個人で、五和町の田643㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野保育園から西へ約0.1km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、親の介護が必要になり介護しやすいように近くに住宅を建てたいため、住宅1棟、倉庫1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番(山下和弘君) 5番山下です。12月21日に小松山推進委員と現地確認をしてまいりました。譲受人が譲渡人の子供で、現在牛深の方にお住まいなのですが、母親が体調を崩されて、介護が必要となったため、実家が道を隔てて、すぐ近くの場合に家を建てたいということで今回申請をされました。事務局の説明通り問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第5、議第69号、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の見直しについてを議題とします。それでは農業振興課より説明をお願い致します。

○農業振興課(早井英樹君) 皆さんこんにちは。農業振興課の早井です。よろしく申し上げます。始めに、基本構想の背景、それから変更の理由についてご説明させていただきたいと思っております。1ページをご覧ください。まず、国の法律に「農業経営基盤強化促進法」とい

うのがございます。この法律は「効率的で安定的な農業経営を育成する」という目的を実現するため、農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲のある農業経営者（いわゆる認定農業者）を総合的に支援するために、国が平成5年に制定した法律であります。この農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、県が地域の特性に則して策定したのが「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」でございます。さらに、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、県の基本方針に則しまして、市の方でも「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を平成18年8月に策定しております。この計画は一言で言えば、天草市の概ね10年先に向けた農業のあり方などについて、総合的に定めた計画ということになります。また先程の県の基本方針というのは概ね5年に1回見直しをすることになっていまして、平成26年の6月に改正がされたところでございます。この県の改正を受けまして、市の基本構想を平成26年9月に改正したのが現在の基本構想になります。今回、この基本構想を改正する理由といたしましては、令和3年8月31日に県の農業経営基盤強化基本方針の見直されたことに伴い、天草市の基本構想を改正する必要性が生じたためでございます。また改正にあたっては、農業経営基盤強化促進法第6条第5項、及び同法施行規則第2条により農業委員会や農協から意見を聴くこととなっております。そこで本日この総会で皆様のご意見を伺いするというものでございます。それでは説明に移ります。2ページをご覧ください。事前に皆様に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（素案）」を配布しておりましたので、本日配布しております資料をもとに主な変更点を説明させていただきます。今回の主な見直し、1点目は、（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標について、主たる従事者一人当たりの目標所得であります。これまでは、県の目標所得が3,750,000円となっておりますが、今回は4,000,000円となりましたので、本市も市町村所得の割合（市所得平均2,191千円／県所得平均2,668千円）をもとに算出。本市の平均所得におきましても、平成26年時は、1,706,000円だったものが、2,191,000円となっておりますので、農業経営の目標についても、概ね3,300,000円といたしております。労働時間等につきましては、県同様変更しておりません。続きまして、2点目、（2）目標を達成するための施策の報告についてでございます。施政方針の中にも掲げております「スマート農業の推進」を追加いたしました。農業者の高齢化等の要因により、これからの限られた労働力をどのように利活用していくか、従来の事業とあわせまして、本市のおきましても、国の事業を注視しながらスマート農業を推進していくように計画しております。続きまして、3点目、（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成についてでございます。令和2年度の新規就農者17人を踏まえて、これから令和11年まで年間20人の新規就農者の確保を目指してまいります。県の目標は、今回の見直しにより年間600人となっております



ので、本市についても目標に向けて令和2年度より、農業振興課内に新規就農サポートセンターを開設しておりますので、就農相談から定着まで個別にきめ細やかな就農支援を行うように計画しております。目標所得、労働時間等につきましては、県同様に今回見直しは行っておりません。3ページをご覧ください。4点目、第2「効率的かつ安定的は農業経営の基本的指標」につきましては、モデル営農類型からオリーブ、シモンイモ等の削除など見直しを行っております。見直しのあたっては、県の農業経営指標を参考に見直しを行っております。第3「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」についても、同様に現行の認定農業者の営農類型を参考として、新規就農者の就農実態を踏まえて見直ししております。続きまして、5点目、第4「農用地の利用集積に関する目標」につきましては、現行の38%を見直し、農業委員会と協議を行った結果、県の目標と同様に全農地の約8割を目標といたしました。最後になりますが、6点目、第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」について、農地利用集積円滑化事業の廃止に伴い、基本的な事項を削除いたしました。今後は農地中間管理機構に一本化して事業を推進してまいります。なお、参考までに、4~5ページに県基本方針の今回の変更案を載せております。この変更案をもとに本市の基本構想の見直しを実施しておりますので後ほどご確認ください。足早にご説明いたしました。以上が基本構想の変更における説明ということになります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（本田実君） ただいま農業振興課から説明をいただきました。皆さまからご質問等ありませんか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。一読をしましたところ、計画書の1ページの2の所で天草市の農業構想となっているところがあるのですが、その中に倉岳町と天草町のことが記載されています。ほ場整備は、進んでいるのですが、そのほ場整備された農地も現在は、耕作放棄をされている場所があります。平成12年度に整備された木原団地も、企業さんが入られた後に撤退したような状態で、荒れてきています。灌漑設備はあるけれども、今年から多面的に取り組んだのですけども、新たに新規作物をしようという農家さんがいないというのが現状ですので、地域にそぐわないのかなと思います。それから、経営指標あたりは、あくまで目標ですが、330人の認定農業者さんがいて、この5年間で、実際どれくらい達成された人がいるのか、もし分かれば、優良事例として、教えていただければと思います。以上です。

○農業振興課（早井英樹君） ありがとうございます。今のご質問なんですけど、330名の認定農業者におかれましては、5年に1回の更新を踏まえたところで、新たに農業経営を改正・計画というようなところで立てていらっしゃると思います。それで年間差異はございますが、

だいたい高齢で辞められる方も中にはいらっしゃるんですけども、330名の方については、基本的に5年後の目標を立てられて、その目標が目標所得にあがっているというようなことでございますので、この330名の方については優良事例というようなことでご理解をしていただければと思います。それから、先ほども申しましたように、概ねというのは、8掛けが基準になりますので、330万の内訳といたしましては、250万を超えるような形で、計画を作っていただければ、引き続き認定農業者というような形で、取扱いをさせていただきますので、そのあたりはご理解していただければと思います。また、先ほど木原団地の文言については、松下委員さんの意見の通り、表現を変えさせていただければと思います。以上です。

○4番(松下敏明君) わかりました。

○議長(本田実君) 他に質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は一部意見がありましたところ以外異議なしと決定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第6、議第70号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(井上拓海君) 議第64号農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について説明します。資料②の9ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が6件、再設定が3件、合計9件で、筆数28筆、総面積が34,165㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第7、議第71号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の12ページをお開きください。空き家に付属した農地指定申請書件数は河浦地域が1件。筆数は全体で1筆となっております。スクリーンをご覧ください。1番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮野河内郵便局から北へ約0.9km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。資料③の6ページの天草市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準をご覧ください。第2条(6)空き家に付属した農地とは、空き家と同一の所有者等が権利を有する農地のうち、空き家に隣接する遊休農地(農業委員会が認めた場合はこの限りではない。)で、1筆ごとに農業委員会が指定したものです。天草市空き家情報バンク制度の利用登録者が登録された空き家と、農業委員会が指定した農地を併せて取得する場合には、農地法3条の許可要件の一つである、下限面積を引き下げることが可能となります。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番(野中幸廣君) 13番野中です。12月18日に確認に行ってきました。ちょうど譲受人の方が申請地を見に来ておられたので、話を聞くことが出来ました。いろいろな野菜を作りたいという風なことを言われていまして、適当な場所であったため安心したところがあります。問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第8、議第72号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が2件、栖本地域が1件、新和地域が2件、五和地域が1件の計6件です。筆数は全体19筆、面積は20,795㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の9ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の13ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から6番の地図です。黄色で着色した旧下浦第一小学校から南東と

東へ約0.6と0.8km、0.9kmと1.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。1番は、事務局で現地写真を撮りに行く時、潮が引いたタイミングでしか撮ることができない場所にあり、木々が生えていませんが、継続的に耕作ができないと判断し、原野と判断しております。5番は、植林が見受けられたため、非農地判断ができないと判断しております。次が7番・8番の地図です。黄色で着色した東向寺から北西へ約0.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次に9番から11番の地図です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から北西へ約1.2kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が12番・13番の地図です。黄色で着色した宮地浦公民館から南へ約0.6kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が14番から18番の地図です。黄色で着色した天草市役所新和支所から北西へ約2.3kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が19番の地図です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北西へ約1.5kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から6番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、1番から4番と6番を非農地と認定し、5番を非農地判断を行わないものと致します。

○議長（本田実君） 7番・8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 9番から11番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 12番・13番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 14番から18番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 19番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の14ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田を畑に変更したいというものでした。第4条の許可不要転用届は2件、農業用倉庫として利用したいというものとため池として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和3年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

17時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 本田実

署名委員 富崎ますみ

署名委員 中村三千人

